

【 ii 総務課・少子化対策企画室関係】

別紙

「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」一部改正 新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p>	<p>別紙</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p>

区分	大分類	中分類	小分類
(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設(児童厚生施設)については、平成2年8月7日厚生省発見第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター(大型児童センターを含む。)及び大型児童館(「C型児童館」を除く。とする。)、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の2第1項に基づき児童自立生活援助事業を行う事業所、同法第8項に基づき小規模児童養育事業を行う事業所	児童福祉施設 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設
(2)～(4) (略)			

区分	大分類	中分類	小分類
(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の2第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同法第8項に基づき小規模住居型児童養育事業を行う事業所	児童福祉施設 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設
(2)～(4) (略)			

5 (略)

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業。

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設 イ 児童自立生活援助事業所 ウ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第6条の2第1項 児童福祉法第6条の2第8項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）、公益社団法人、公益財団法人、特例財団法人又は特例財団法人
(2)～(4) (略)		

(交付金の対象除外)

7 (略)

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

5 (略)

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業。

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設 イ 児童自立生活援助事業所 ウ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第6条の2第1項 児童福祉法第6条の2第8項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例財団法人又は特例財団法人
(2)～(4) (略)		

(交付金の対象除外)

7 (略)

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

なお、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を前年度から受けている施設整備事業（継続事業）については、交付金を受けた初年度の交付金交付要綱に定める算定方法及び交付基礎点数を適用することとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(3)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1（児童厚生施設については3分の1）を乗じた額を算出する。

(ウ) (略)

イ 6の(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1（児童厚生施設については3分の1）を乗じた額を算出する。

(ウ) (略)

ウ (略)

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の種類に掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、第1欄の区分に基づいた別表2「交付基礎点数表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象施設（児童厚生施設を除く。）が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎

なお、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を前年度から受けている施設整備事業（継続事業）については、交付金を受けた初年度の交付金交付要綱に定める算定方法及び交付基礎点数を適用することとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(3)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (略)

イ 6の(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (略)

ウ (略)

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の種類に掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、第1欄の区分に基づいた別表2「交付基礎点数表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」中A地域基

付基礎点数表」中A地域基準点数を適用し、その定める方法により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

表 (略)

10～18 (略)

別表1-1 (略)

準点数を適用し、その定める方法により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

表 (略)

10～18 (略)

別表1-1 (略)

別表 1-2

算 定 基 準

(別表 1-1、別表 3 及び別表 4 に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対 象 経 費
施設整備	本社工事費	大規模修繕等及びその他部分工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点検とする。ただし、第 4 欄に定めるが総経費の美点出額を 2,000(原単価生繕費)として、又は 3,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」を 2,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」という。)がこれに満たないときは、美点出額を 2,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」という。)で除いて得た点検とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事費費率 7 に定める費用(修繕等)及び工事費率 7 に定める工事費の美点出額を 2,000(原単価生繕費)として、又は 3,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」を 2,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」という。)がこれに満たないときは、美点出額を 2,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」という。)で除いて得た点検とする。
スプリングラ-設備等工事費(保守施設)	スプリングラ-設備等工事費(保守施設)	別表 2 による「交付基礎点検率」に基づき、算出されたものを基礎とする。	スプリングラ-設備等必要工事費又は工事費費率
施設価値工事費	施設価値工事費	大規模修繕等については、厚生労働大臣が必要と認められた点検とする。ただし、第 4 欄に定めるが総経費の美点出額を 2,000(原単価生繕費)として、又は 3,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」を 2,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」という。)がこれに満たないときは、美点出額を 2,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」という。)で除いて得た点検とする。	施設の整備に必要な価値工事費又は工事費費率

別表 1-2

算 定 基 準

(別表 1-1、別表 3 及び別表 4 に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対 象 経 費
施設整備	本社工事費	大規模修繕等及びその他部分工事費については、厚生労働大臣が必要と認められた点検とする。ただし、第 4 欄に定めるが総経費の美点出額を 2,000(原単価生繕費)として、又は 3,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」を 2,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」という。)がこれに満たないときは、美点出額を 2,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」という。)で除いて得た点検とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事費費率 7 に定める費用(修繕等)及び工事費率 7 に定める工事費の美点出額を 2,000(原単価生繕費)として、又は 3,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」を 2,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」という。)がこれに満たないときは、美点出額を 2,000(原単価生繕費)として(以下「美点出額」という。)で除いて得た点検とする。
スプリングラ-設備等工事費(保守施設)	スプリングラ-設備等工事費(保守施設)	別表 2 による「交付基礎点検率」に基づき、算出されたものを基礎とする。	スプリングラ-設備等必要工事費又は工事費費率

別表 2

交付基礎点数表

	A地域	B地域	C地域	D地域
児童相談所一時保護施設本体	2,140	2,040	1,940	1,840
親子生活訓練室整備加算	2,550	2,430	2,310	2,180
初度設備相当加算	44			
助産施設本体	2,590	2,470	2,350	2,220
初度設備相当加算	284			
乳児院本体	1,650	1,570	1,490	1,420
初度設備相当加算(30人以下)	44			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	22			
小児療育センター等整備加算	1,600	1,520	1,450	1,370
心理療育施設整備加算	13,170	12,550	11,920	11,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	480	450	430	410
初度設備相当加算	39			
高齢児童を受け入れるための居室等整備加算	410	390	370	350
病児・病後児保育事業のための居室等を整備する等	580	550	530	500
親子生活訓練室整備加算	2,550	2,430	2,310	2,180
母子生活支援施設本体	5,880	5,600	5,320	5,040
初度設備相当加算	44			
心理療育施設整備加算	13,170	12,550	11,920	11,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	3,240	3,090	2,930	2,780
初度設備相当加算	39			
病児・病後児保育事業のための居室等を整備する等	580	550	530	500
母子家庭等子育て支援室整備加算	820	780	740	700
初度設備相当加算	13			

別表 2

交付基礎点数表

	A地域	B地域	C地域	D地域
児童相談所一時保護施設本体	2,140	2,040	1,940	1,840
親子生活訓練室整備加算	2,550	2,430	2,310	2,180
初度設備相当加算	44			
助産施設本体	2,590	2,470	2,350	2,220
初度設備相当加算	284			
乳児院本体	1,650	1,570	1,490	1,420
初度設備相当加算(30人以下)	44			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	22			
小児療育センター等整備加算	1,600	1,520	1,450	1,370
心理療育施設整備加算	13,170	12,550	11,920	11,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	480	450	430	410
初度設備相当加算	39			
高齢児童を受け入れるための居室等整備加算	410	390	370	350
病児・病後児保育事業のための居室等を整備する等	580	550	530	500
親子生活訓練室整備加算	2,550	2,430	2,310	2,180
母子生活支援施設本体	5,880	5,600	5,320	5,040
初度設備相当加算	44			
心理療育施設整備加算	13,170	12,550	11,920	11,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	3,240	3,090	2,930	2,780
初度設備相当加算	39			
病児・病後児保育事業のための居室等を整備する等	580	550	530	500
母子家庭等子育て支援室整備加算	820	780	740	700
初度設備相当加算	13			

児童家庭支援センター 本体	1施設当たり	8,010	7,630	6,870
職員養成施設 本体	1人当たり	1,380	1,320	1,100
初年度設備相当加算	1人当たり		44	
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	3,550	3,380	3,050
初年度設備相当加算	1人当たり		44	
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,230	3,080	2,770
初年度設備相当加算	1人当たり		44	
婦人相談所 一時保護施設	1世帯当たり	2,140	2,040	1,840
初年度設備相当加算	1世帯当たり		44	
心理療育施設 整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,290
保育士養成施設 整備加算	1人当たり	580	550	500
学習室 整備加算	1人当たり	580	550	500
婦人保護施設 本体	1世帯当たり	3,300	3,200	2,880
初年度設備相当加算	1世帯当たり		44	
心理療育施設 整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,290

- (注) 1 豪雪地帯特別措置法(昭和37年法律第79号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定めの方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下四捨五入)
- 2 改築整備に係る初年度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(原産児童施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
- 3 一軒家型及び併設型に係る交付基礎点数は、「女性学童生活支援施設整備交付金」における一般財源及び併設型に係る交付金の算定方法の取扱いについて、「児童発達支援施設整備交付金」平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知によるものとする。(小数点以下四捨五入)
- 4 母子生活支援施設(小規模分園型)母子生活支援施設を配置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童養育施設、B型児童養育施設及びB型児童養育施設併設型児童養育施設を配置する場合は、厚生労働大臣が認められた交付基礎点数とする。
- 6 児童養育施設に地域小規模児童養育施設を配置する場合には、児童養育施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養育施設併設施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初年度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合には、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日児童発達支援第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合には、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 9 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

- 交付基礎点数表(沖補振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖補振興計画に基づく事業として行う場合)
(略)
- 交付基礎点数表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)
(略)
- 交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第65号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(不運施設)の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災対策緊急事業五年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(不運)の改築として行う場合)
(略)

児童家庭支援センター 本体	1施設当たり	8,010	7,630	7,250	6,870
職員養成施設 本体	1人当たり	1,380	1,320	1,250	1,100
初年度設備相当加算	1人当たり		44		
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	3,550	3,380	3,220	3,050
初年度設備相当加算	1人当たり		44		
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,230	3,080	2,930	2,770
初年度設備相当加算	1人当たり		44		
婦人相談所 一時保護施設	1世帯当たり	2,140	2,040	1,940	1,840
初年度設備相当加算	1世帯当たり		44		
心理療育施設 整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290
保育士養成施設 整備加算	1人当たり	580	550	530	500
学習室 整備加算	1人当たり	580	550	530	500
婦人保護施設 本体	1世帯当たり	3,300	3,200	3,040	2,880
初年度設備相当加算	1世帯当たり		44		
心理療育施設 整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290

- (注) 1 豪雪地帯特別措置法(昭和37年法律第79号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定めの方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下四捨五入)
- 2 改築整備に係る初年度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(10以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
- 3 一軒家型及び併設型に係る交付基礎点数は、「女性学童生活支援施設整備交付金」における一般財源及び併設型に係る交付金の算定方法の取扱いについて、「児童発達支援施設整備交付金」平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知によるものとする。(小数点以下四捨五入)
- 4 母子生活支援施設(小規模分園型)母子生活支援施設を配置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養育施設に地域小規模児童養育施設を配置する場合には、児童養育施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養育施設併設施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初年度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合には、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日児童発達支援第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合には、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 8 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

- 交付基礎点数表(沖補振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖補振興計画に基づく事業として行う場合)
(略)
- 交付基礎点数表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)
(略)
- 交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第65号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(不運施設)の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災対策緊急事業五年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(不運)の改築として行う場合)
(略)

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づき 公営防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊急事業と 5箇年計画に基づき事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	84	-	-
助産施設	1人当たり	136	207	-
乳児院	1人当たり	80	107	107
母子生活支援施設	1世帯当たり	287	431	-
児童厚生施設	施設当たり			
小型児童館	1施設当たり	570	=	=
児童センター	1施設当たり	889	=	=
大型児童センター	1施設当たり	1,146	=	=
児童養護施設	1人当たり	123	-	134
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	141	-	156
児童自立支援施設	1人当たり	176	-	193
児童家庭支援センター	1施設当たり	407	-	447
職員養成施設	1人当たり	75	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	306	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	273	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	80	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	166	-	-

(注) 1. 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(児童厚生施設を除く。)、上記施設に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下四捨五入)

2. 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

3. A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認められた交付基礎点数とする。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づき 公営防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊急事業と 5箇年計画に基づき事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	84	-	-
助産施設	1人当たり	136	207	-
乳児院	1人当たり	80	107	107
母子生活支援施設	1世帯当たり	287	431	-
児童養護施設	1人当たり	123	-	134
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	141	-	156
児童自立支援施設	1人当たり	176	-	193
児童家庭支援センター	1施設当たり	407	-	447
職員養成施設	1人当たり	75	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	306	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	273	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	80	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	166	-	-

(注) 1. 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下四捨五入)

2. 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく公署防止対策事業として行う場合	沖繩振興計画に基づく公署防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	151	-	-	-
助産施設	1人当たり	252	380	278	-
乳児院	1人当たり	141	189	156	189
母子生活支援施設	1世帯当たり	519	778	569	-
児童厚生施設	1施設当たり	950	-	-	-
児童センター	1施設当たり	1,281	-	-	-
児童センター	1施設当たり	1,709	-	-	-
児童養護施設	1人当たり	218	-	240	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	262	-	289	350
児童自立支援施設	1人当たり	309	-	342	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	723	-	797	-
職員養成施設	1人当たり	136	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,270	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,128	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	149	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	300	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(原簿厚生施設を除く。)は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■精雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

(略)

■地域交流スペース 交付基礎点数表

(略)

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく公署防止対策事業として行う場合	沖繩振興計画に基づく公署防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	151	-	-	-
助産施設	1人当たり	252	380	278	-
乳児院	1人当たり	141	189	156	189
母子生活支援施設	1世帯当たり	519	778	569	-
児童養護施設	1人当たり	218	-	240	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	262	-	289	350
児童自立支援施設	1人当たり	309	-	342	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	723	-	797	-
職員養成施設	1人当たり	136	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,270	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,128	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	149	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	300	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■精雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

(略)

■地域交流スペース 交付基礎点数表

(略)

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	（児童厚生施設以外を主催する場合）	（児童厚生施設を整備する場合）
本体点数	13,440	9,960
初年度設備相当加算	2,390	1,593

（注）前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリングラ―設備工事費 交付基礎点数表

	スプリングラ―設備工事（既存施設における整備事業）	
	基準点数（1㎡当たり）	児童厚生施設以外
	6	4

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

（略）

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業計画、五箇年計画に基づく事業の場合
標準（児童厚生施設以外）	6,470	-	-	-
標準（児童厚生施設）	4,313	=	=	=
乳児院	-	9,060	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	10,190	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援センター	-	-	7,110	-
乳児院、情緒障害児短期治療施設	-	-	-	8,620

（注）前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表3（略）

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業
本体点数	13,440
初年度設備相当加算	2,390

（注）前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリングラ―設備工事費 交付基礎点数表

	スプリングラ―設備工事（既存施設における整備事業）	
	基準点数（1㎡当たり）	6

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

（略）

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業計画、五箇年計画に基づく事業の場合
標準	6,470	-	-	-
乳児院	-	9,060	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	10,190	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援センター	-	-	7,110	-
乳児院、情緒障害児短期治療施設	-	-	-	8,620

（注）前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表3（略）

別表4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1区分	2基準	3対象経費
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に 改築する場合は、別表2に掲げ る交付基礎点数13, 440点 (ただし、児童厚生施設につい ては、8, 960点)とする。 なお、初年度設備相当を併せて整 備する場合は、2, 390点	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設 の整備と一体的に整備されるものであって、 地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を 含む。）するために必要な工事費又は工事 請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1区分	2基準	3対象経費
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に 改築する場合は、別表2に掲げ る交付基礎点数13, 440点 (なお、初年度設備相当を併せて 整備する場合は、2, 390点 を加えたものとする。)とす る。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設 の整備と一体的に整備されるものであって、 地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を 含む。）するために必要な工事費又は工事 請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別紙

「老朽民間児童福祉施設等の整備について」の一部改正新旧対照表 (案)

改 正 後		現 行																						
1～6 (略) 別表	老朽民間児童福祉施設等の整備について 次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令 (平成17年4月1日厚生労働省令第79号) 第1条第2項に規定される児童福祉施設等	1～6 (略) 別表	老朽民間児童福祉施設等の整備について 次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令 (平成17年4月1日厚生労働省令第79号) 第1条第2項に規定される児童福祉施設等																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別</th> <th colspan="2">基準定員の内容</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>基準定員の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉法 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設</td> <td>— 1世帯以下 — 4人以下 4人以下 — 4人以下</td> <td>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)</td> </tr> <tr> <td>売春防止法 婦人保護施設</td> <td>4人以下</td> <td>婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準(平成14年3月27日厚生労働省令第49号)</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	基準定員の内容		定員	基準定員の内容	児童福祉法 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設	— 1世帯以下 — 4人以下 4人以下 — 4人以下	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)	売春防止法 婦人保護施設	4人以下	婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準(平成14年3月27日厚生労働省令第49号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別</th> <th colspan="2">基準定員の内容</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>基準定員の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉法 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設</td> <td>— 1世帯以下 — 15人以下 5人以下 — 15人以下</td> <td>児童福祉施設最低基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)</td> </tr> <tr> <td>売春防止法 婦人保護施設</td> <td>4人以下</td> <td>婦人保護施設設置要綱について(昭和38年3月19日厚生省発社第36号次官通知)</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	基準定員の内容		定員	基準定員の内容	児童福祉法 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設	— 1世帯以下 — 15人以下 5人以下 — 15人以下	児童福祉施設最低基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)	売春防止法 婦人保護施設	4人以下	婦人保護施設設置要綱について(昭和38年3月19日厚生省発社第36号次官通知)
施設種別	基準定員の内容																							
	定員	基準定員の内容																						
児童福祉法 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設	— 1世帯以下 — 4人以下 4人以下 — 4人以下	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)																						
売春防止法 婦人保護施設	4人以下	婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準(平成14年3月27日厚生労働省令第49号)																						
施設種別	基準定員の内容																							
	定員	基準定員の内容																						
児童福祉法 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設	— 1世帯以下 — 15人以下 5人以下 — 15人以下	児童福祉施設最低基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)																						
売春防止法 婦人保護施設	4人以下	婦人保護施設設置要綱について(昭和38年3月19日厚生省発社第36号次官通知)																						
別紙1 (略) 別紙2 (略)		別紙1 (略) 別紙2 (略)																						

「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」の一部改正新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p>標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成20年6月12日厚生労働省発雇第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるものほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇発第0726005号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成6年6月23日雇発第608号「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 交付金の対象基準</p> <p>(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(6)の事業については、特殊付帯工事費交付金実施要綱3に定める交付基礎点数以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものである(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点(児童厚生施設については、1,666点)以上のものとする。)</p> <p>施設延面積(厚生労働大臣が必要と認めた面積)×2点 (児童厚生施設については、施設延面積に4/3点乗じて算出 (小数点以下切り捨て))</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p>標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成20年6月12日厚生労働省発雇第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるものほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇発第0726005号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 交付金の対象基準</p> <p>(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(6)の事業については、特殊付帯工事費交付金実施要綱3に定める交付基礎点数以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものである(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点以上のものとする。)</p> <p>施設延面積(厚生労働大臣が必要と認めた面積)×2点</p>

ただし、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総交付基礎点数が500点以上、保育所・通所（利用）施設にあっては150点（児童厚生施設については100点）以上のものとし、1の(7)の事業については、原則として総交付基礎点数が2,500点（児童厚生施設については、1,666点）以上のものとする。

なお、在宅複合型施設については、入所施設の基準を適用する。ただし、通所部門もしくは利用部門のみを整備する場合は、その総交付基礎点数が2,500点以上のものとする。

また、既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、1,544点を加算する。

- (2) (略)
- (3) (略)

3 交付基準 (略)

ただし、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総交付基礎点数が500点以上、保育所・通所（利用）施設にあっては150点以上のものとし、1の(7)の事業については、原則として総交付基礎点数が2,500点以上のものとする。

なお、在宅複合型施設については、入所施設の基準を適用する。ただし、通所部門もしくは利用部門のみを整備する場合は、その総交付基礎点数が2,500点以上のものとする。

- (2) (略)
- (3) (略)

3 交付基準 (略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリングラー設備等の取扱いについて」の一部改正新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリングラー設備等の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726006号「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリングラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おつて、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>第1 スプリングラー設備</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 対象施設 (略)</p> <p>3 交付基礎点数</p> <p>1㎡当たり6点 (児童厚生施設については4点) とする。</p> <p>4 交付金対象面積 (略)</p> <p>5 その他 (略)</p> <p>第2 屋内消火栓設備 (略)</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリングラー設備等の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726006号「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリングラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おつて、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>第1 スプリングラー設備</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 対象施設 (略)</p> <p>3 交付基礎点数</p> <p>1㎡当たり6点とする。</p> <p>4 交付金対象面積 (略)</p> <p>5 その他 (略)</p> <p>第2 屋内消火栓設備 (略)</p>

「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」の一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p data-bbox="375 1388 438 1848">次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p data-bbox="494 1131 686 2105">標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇見第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費）交付金実施要綱」を定め実施することとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p data-bbox="694 1131 766 2105">なお、平成19年7月26日雇見発第0726007号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。</p> <p data-bbox="774 1131 845 2105">おつて、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p data-bbox="933 2049 965 2105">別紙</p> <p data-bbox="973 1288 1005 1937">次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費）交付金実施要綱</p> <ol data-bbox="1053 1131 1444 2105" style="list-style-type: none"> 1 目的（略） 2 対象事業（略） 3 交付基準（略） 交付基礎点数6，470点（児童厚生施設については4，313点）を交付基準とする。 ただし、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表の1に掲げる交付基礎点数、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業（以下「公害防止対策事業」という。） 	<p data-bbox="375 392 438 851">次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p data-bbox="494 123 686 1108">標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇見第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費）交付金実施要綱」を定め実施することとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p data-bbox="694 123 766 1108">なお、平成19年7月26日雇見発第0726007号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。</p> <p data-bbox="774 123 845 1108">おつて、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p data-bbox="933 1052 965 1108">別紙</p> <p data-bbox="973 291 1005 940">次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費）交付金実施要綱</p> <ol data-bbox="1053 123 1444 1108" style="list-style-type: none"> 1 目的（略） 2 対象事業（略） 3 交付基準（略） 交付基礎点数6，470点を交付基準とする。 ただし、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表の1に掲げる交付基礎点数、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業（以下「公害防止対策事業」という。）

として行う場合には別表の2に掲げる交付基礎点数、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合）として行う場合）として行う場合には別表の3に掲げる交付基礎点数を交付金基準とする。

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付金基準とする。

別表（略）

として行う場合には別表の2に掲げる交付基礎点数、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合）として行う場合には別表の3に掲げる交付基礎点数を交付金基準とする。

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付金基準とする。

別表（略）

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」の一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて</p> <p>標記については、平成20年6月12日厚生労働省発雇見第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人に周知徹底を図りたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇見発第0726008号「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>1 一部改築（略）</p> <p>2 拡張</p> <p>(1) 交付金算定の基本的な考え方（略）</p> <p>(2) 交付基礎点数の算定方法（略）</p> <p>(3) 交付金の算定方法（略）</p> <p>(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。</p> <p>① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積119㎡、交付基礎点数5,144点を限度とする。</p> <p>② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するた</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて</p> <p>標記については、平成20年6月12日厚生労働省発雇見第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人に周知徹底を図りたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇見発第0726008号「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>1 一部改築（略）</p> <p>2 拡張</p> <p>(1) 交付金算定の基本的な考え方（略）</p> <p>(2) 交付基礎点数の算定方法（略）</p> <p>(3) 交付金の算定方法（略）</p>

め、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積31.8㎡、交付基礎点数1,374点を限度とする。

③ 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に1,544点を加算する。

「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」の一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇見第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇見発第0726010号「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別紙</p> <p>次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金実施要綱</p> <p>1 趣 旨（略）</p> <p>2 解体撤去工事費</p> <p>(1) 対象施設（略）</p> <p>(2) 対象事業（略）</p> <p>(3) 交付基準の算定</p> <p>① ②に掲げる施設以外の施設</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記に定める方法</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇見第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇見発第0726010号「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別紙</p> <p>次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金実施要綱</p> <p>1 趣 旨（略）</p> <p>2 解体撤去工事費</p> <p>(1) 対象施設（略）</p> <p>(2) 対象事業（略）</p> <p>(3) 交付基準の算定</p> <p>① ②に掲げる施設以外の施設</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合、上記に定める方法により算定されたもの</p>

により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

② 交付要綱の別表3に掲げる施設 (略)

(4) 留意事項 (略)

3 仮設施設整備工事費

(1) 対象施設 (略)

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の5の表の整備区分欄に掲げる大規模修繕等、増改築、改築又は老朽民間児童福祉施設整備に伴い仮設施設を整備する事業とする。

(3) 交付基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア～ウ (略)

エ 大規模修繕等を行うことに伴い仮設施設を整備する場合

交付要綱の別表1～2に掲げる算定基準により算出されたものを基準とする。

オ 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合 (略)

カ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

② 交付要綱の別表3に掲げる施設 (略)

(4) 留意事項 (略)

して0.08を乗じて得たものを加算する。

② 交付要綱の別表3に掲げる施設 (略)

(4) 留意事項 (略)

3 仮設施設整備工事費

(1) 対象施設 (略)

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の5の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築又は老朽民間児童福祉施設整備に伴い仮設施設を整備する事業とする。

(3) 交付基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア～ウ (略)

エ 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合 (略)

オ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

② 交付要綱の別表3に掲げる施設 (略)

(4) 留意事項 (略)

改 正 後	現 行
<p>平成<u>24</u>年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について</p> <p>平成<u>24</u>年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議に当たっては、次の事項に留意の上、別紙「次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市区町村における施設整備計画協議書を提出されたい。</p> <p>1 交付金の目的</p> <p>本交付金は、国の基本施策である次世代育成支援対策を先導し、都道府県・市区町村行動計画を基に作成する整備計画を支援する制度であり、整備計画に対する交付となる。</p> <p>整備計画の範囲内において各自治体の裁量で柔軟な執行が可能であることから、都道府県、指定都市、中核市及び市区町村においては、効率的、効果的な施設整備の推進を図られたい。</p> <p>なお、平成<u>24</u>年度予算案において<u>児童厚生施設(児童館・児童センター)</u>の施設整備費が本交付金の対象となり、また、平成<u>20</u>年度第<u>2</u>次補正予算以降、私立保育所と子育て支援のための拠点施設設分の施設整備費については安心こども基金により助成されていることから、本交付金の対象外となつて御留意願いたい。</p> <p>2 整備計画の評価方針</p> <p>平成<u>24</u>年度においては、次の事項を基本として交付金における整備計画を評価することとしているので、都道府県、指定都市、中核市及び市区町村(以下「各都道府県市」という。)においては、計画内容を十分に精査し、真に必要と認められるものに厳選し協議されたい。</p> <p>また、整備計画の評価方針等の詳細については、別途通知する。</p> <p>なお、交付額については、整備計画に対し、定額で交付することとしているが、算定された交付額が整備計画の事業規模(総事業費)の<u>2</u>分の<u>1</u>を超える場合には、<u>2</u>分の<u>1</u>を限度とする。ただし、沖縄振興特別措置法(平成<u>14</u>年法律第<u>14</u>号)等の国の財政上の特別措</p>	<p>平成<u>23</u>年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について</p> <p>平成<u>23</u>年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議に当たっては、次の事項に留意の上、別紙「次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市区町村における施設整備計画協議書を提出されたい。</p> <p>1 交付金の目的</p> <p>本交付金は、国の基本施策である次世代育成支援対策を先導し、都道府県・市区町村行動計画を基に作成する整備計画を支援する制度であり、整備計画に対する交付となる。</p> <p>整備計画の範囲内において各自治体の裁量で柔軟な執行が可能であることから、都道府県、指定都市、中核市及び市区町村においては、効率的、効果的な施設整備の推進を図られたい。</p> <p>なお、平成<u>23</u>年度予算案において<u>妊産婦ケアセンター</u>の施設整備費が本交付金の対象外となり、また、平成<u>20</u>年度第<u>2</u>次補正予算以降、私立保育所と子育て支援のための拠点施設設分の施設整備費については安心こども基金により助成されていることから、本交付金の対象外となつて御留意願いたい。</p> <p>2 整備計画の評価方針</p> <p>平成<u>23</u>年度においては、次の事項を基本として交付金における整備計画を評価することとしているので、都道府県、指定都市、中核市及び市区町村(以下「各都道府県市」という。)においては、計画内容を十分に精査し、真に必要と認められるものに厳選し協議されたい。</p> <p>また、整備計画の評価方針等の詳細については、別途通知する。</p> <p>なお、交付額については、整備計画に対し、定額で交付することとしているが、算定された交付額が整備計画の事業規模(総事業費)の<u>2</u>分の<u>1</u>を超える場合には、<u>2</u>分の<u>1</u>を限度とする。ただし、沖縄振興特別措置法(平成<u>14</u>年法律第<u>14</u>号)等の国の財政上の特別措</p>

置に係るものについては、この限りではない。

(1) 児童福祉施設等については、「子ども・子育てビジョン」において、引き続き推進することとしている個別対応できる一時保護施設の環境改善、情緒障害児短期治療施設の設置、児童養護施設等の小規模ケア化を推進する他、児童養護施設等で生活する児童のケアバイパーが十分に確保できるような個室化の整備を推進する。

さらに、平成23年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、今後の児童養護施設の新築・改築に当たっては、本体施設を小規模化・地域分散化して、グループホームやファミリーホームに転換することが求められており、本体施設は小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を推進する。

また、乳児院についても、小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を推進する。

(2) ～ (4) (略)

3 整備計画の策定 (略)

4 その他の留意事項 (略)

置に係るものについては、この限りではない。

(1) 児童福祉施設等については、「子ども・子育てビジョン」において、引き続き推進することとしている個別対応できる一時保護施設の環境改善、児童養護施設等の小規模ケア化を推進する他、児童養護施設等で生活する児童のケアバイパーが十分に確保できるような個室化の整備を推進する。

(2) ～ (4) (略)

3 整備計画の策定 (略)

4 その他の留意事項 (略)

新旧対照表(案)

改 正 後	現 行
<p>次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第1号-2 (略)</p> <p>様式 第2号 (略)</p> <p>様式第2号 記入要領</p> <p>○評価ポイント欄の「事項」欄には、下記評価ポイント表の事項を記載すること。</p> <p>○評価ポイント欄の「事項内容」欄には、下記評価ポイント表の事項に該当する貴都道府県・市区町村の状況を記載すること。</p> <p>○評価ポイント欄の「ポイント」欄には、下記評価ポイント表より、貴都道府県・市区町村のポイントを算出し、記載すること。</p> <p>○1つの施設において複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、評価ポイントについては、主たる整備区分(整備計画に基づく主な整備目的)により算出すること。</p> <p>○評価ポイントの「事項」として「老朽度」を使用する場合は、「老朽民間児童福祉施設の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612001号)を参考として、「様式第2号別紙1 非木造社会福祉施設老朽度調査表」又は、「様式第2号別紙2 非木造社会福祉施設老朽度調査表」を添付すること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第1号-2 (略)</p> <p>様式 第2号 (略)</p> <p>様式第2号 記入要領</p> <p>○評価ポイント欄の「事項」欄には、下記評価ポイント表の事項を記載すること。</p> <p>○評価ポイント欄の「事項内容」欄には、下記評価ポイント表の事項に該当する貴都道府県・市区町村の状況を記載すること。</p> <p>○評価ポイント欄の「ポイント」欄には、下記評価ポイント表より、貴都道府県・市区町村のポイントを算出し、記載すること。</p> <p>○1つの施設において複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、評価ポイントについては、主たる整備区分(整備計画に基づく主な整備目的)により算出すること。</p> <p>○評価ポイントの「事項」として「老朽度」を使用する場合は、「老朽民間児童福祉施設の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612001号)を参考として、「様式第2号別紙1 非木造社会福祉施設老朽度調査表」又は、「様式第2号別紙2 非木造社会福祉施設老朽度調査表」を添付すること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員について(創設)	35人以下			40人以下							左記以外
③定員増について(増設・増改築)	35人以下			40人以下							左記以外
④老朽度・築年数 ※1 ※2	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年	14年～10年	※4			左記以外
⑤入所率(年間平均) ※5	95%以上	7つ以上	6つ該当	4つ該当	3つ該当	2つ該当	1つ該当				左記以外
⑥環境改善等のための整備 ※6	7つ以上	6つ該当	5つ該当	4つ該当	3つ該当	2つ該当	1つ該当				左記以外
⑦職員配置体制について ※7	2つ該当										左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下
 ※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用
 ※3 ①地震防災対策強化地域に指定されている地域において耐震化を行う場合、②地震防災緊急事業5か年計画に基づいて耐震化を行う場合。
 ※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。
 ※5 創設の場合は管内の乳児院の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。
 ※6 環境改善等のための整備項目は、小規模ケア化に係る整備、子育て短期支援事業のための保育室等、病児・病後児保育事業のための保育室等、心理療法室、家庭支援専門相談員のための専用相談室、親子生活訓練室、年齢延長見入れのための居室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合(及び行っている場合)とする。
 ※7 職員配置体制についての項目は、心理療法担当職員、個別対応職員、里親・里親支援専門相談員の配置、個別対応職員の配置、個別対応職員が整備されている場合とする。
 ※8 心理療法担当職員が整備されている場合は、1つ該当として加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥+⑦
増設	①+③+⑤+⑥+⑦
増改築	①+③+④+⑤+⑥+⑦)÷2
改築	①+③+④+⑥+⑦
大規模修繕・拡張	①+③+④+⑥+⑦

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員(世帯)増について(創設)	20世帯以上			10世帯以上							左記以外
③定員(世帯)増について(増設・増改築)	10世帯以上			5世帯以上							左記以外
④老朽度・築年数 ※1 ※2	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年	14年～10年	※4			左記以外
⑤入所率(年間平均) ※5	95%以上	7つ以上	6つ該当	4つ該当	3つ該当	2つ該当	1つ該当				左記以外
⑥環境改善等のための整備 ※6	4つ以上	3つ該当	2つ該当	1つ該当							左記以外
⑦職員配置等の体制について ※7	2つ該当										左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下
 ※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用
 ※3 ①地震防災対策強化地域に指定されている地域において耐震化を行う場合、②地震防災緊急事業5か年計画に基づいて耐震化を行う場合。
 ※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。
 ※5 創設の場合は管内の母子生活支援施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。
 ※6 環境改善等のための整備項目は、子育て短期支援事業のための居室等、病児・病後児保育事業のための保育室等、母子家庭等子育て支援室、心理療法室、一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合(及び行っている場合)とする。
 ※7 心理療法担当職員が整備されている場合は、1つ該当として加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥+⑦
増設	①+③+⑤+⑥+⑦
増改築	①+③+④+⑤+⑥+⑦
改築	①+④+⑤+⑥+⑦
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増について(創設)	30人以上			20人以上							左記以外
③定員増について(増設・増改築)	10人以上			7人以上							左記以外
④老朽度・築年数 ※1 ※2	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年	14年～10年	※4			左記以外
⑤入所率(年間平均) ※5	95%以上	7つ以上	6つ該当	5つ該当	4つ該当	3つ該当	2つ該当	1つ該当			左記以外
⑥環境改善等のための整備 ※6	7つ以上	6つ該当	5つ該当	4つ該当	3つ該当	2つ該当	1つ該当				左記以外
⑦職員配置体制について ※7	2つ該当										左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下
 ※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用
 ※3 ①地震防災対策強化地域に指定されている地域において耐震化を行う場合、②地震防災緊急事業5か年計画に基づいて耐震化を行う場合。
 ※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。
 ※5 創設の場合は管内の乳児院の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。
 ※6 環境改善等のための整備項目は、小規模ケア化に係る整備、子育て短期支援事業のための居室等、病児・病後児保育事業のための保育室等、心理療法室、家庭支援専門相談員のための専用相談室、親子生活訓練室、年齢延長見入れのための居室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合(及び行っている場合)とする。
 ※7 心理療法担当職員が整備されている場合は、1つ該当として加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥+⑦
増設	①+③+⑤+⑥+⑦
増改築	①+③+④+⑤+⑥+⑦
改築	①+④+⑥+⑦
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員(世帯)増について(創設)	20世帯以上			15世帯以上							左記以外
③定員(世帯)増について(増設・増改築)	10世帯以上			7世帯以上							左記以外
④老朽度・築年数 ※1 ※2	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年	14年～10年	※4			左記以外
⑤入所率(年間平均) ※5	95%以上	7つ以上	6つ該当	5つ該当	4つ該当	3つ該当	2つ該当	1つ該当			左記以外
⑥環境改善等のための整備 ※6	4つ以上	3つ該当	2つ該当	1つ該当							左記以外
⑦職員配置等の体制について ※7	2つ該当										左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下
 ※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用
 ※3 ①地震防災対策強化地域に指定されている地域において耐震化を行う場合、②地震防災緊急事業5か年計画に基づいて耐震化を行う場合。
 ※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。
 ※5 創設の場合は管内の母子生活支援施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。
 ※6 環境改善等のための整備項目は、子育て短期支援事業のための居室等、病児・病後児保育事業のための保育室等、母子家庭等子育て支援室、心理療法室、一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合(及び行っている場合)とする。
 ※7 心理療法担当職員が整備されている場合は、1つ該当として加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥+⑦
増設	①+③+⑤+⑥+⑦
増改築	①+③+④+⑤+⑥+⑦
改築	①+④+⑥+⑦
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

(6)児童厚生施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②回市町村内での設置状況	未設置										左記以外
③老朽度/築年数 ※1 ※2 又※3	40年経過	39年～38年	34年～30年	24年～20年	19年～15年	14年～10年					左記以外
④放課後児童クラブ等の設置	実施										左記以外
⑤多機能化のための整備(※1)	4つ該当									1つ該当	
⑥開館日・開館時間等を適切に柔軟に設定(※6)	実施										左記以外

- ※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下
 ※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用。
 ※3 ①地震防災対策強化地域に指定されている地域において耐震化を行う場合、②地震防災緊急事業5か年計画に基づいて耐震化を行う場合、
 ※4 大規模修繕・拡張の割合のみ加算する。
 ※5 ①親との交流スペースや相談室の設置、②中重度児童のための個別活動室の設置、③地域組織(母親クラブ)による活動を積極的な実施、④世代間交流に資するためのスペースの確保のいずれかの整備を行う場合(創設の場合は実施予定も含む)。
 ※6 開館日及び開館時間が、乳幼児、年長児童を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されている場合(創設の場合は実施予定も含む)。

〇各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+④+⑤+⑥
改善	①+③+④+⑤+⑥
大規模修繕・拡張	①+③+④+⑤+⑥

※30ポイント満点

(6)児童養護施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員について(創設)	45人以上										左記以外
③定員について(増築・増設)	45人以上										左記以外
④老朽度/築年数 ※1 ※2 又※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	24年～20年	19年～15年	14年～10年					左記以外
⑤計画施設におけるユニット比の割合	100%	90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	50%以上	1ユニット以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備(※5)	5つ該当										左記以外
⑦職員配置体制について(※6)	2つ該当										左記以外

- ※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下
 ※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用
 ※3 ①地震防災対策強化地域に指定されている地域において耐震化を行う場合、②地震防災緊急事業5か年計画に基づいて耐震化を行う場合、
 ※4 大規模修繕・拡張の割合のみ加算する。
 ※5 環境改善等のための整備項目は、地域小規模児童養護施設、心理療養室、子育て短期支援事業のための居室等、親子生活訓練室、家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合(及び行っている場合)とする。
 ※6 職員配置体制についての項目は、心理療法担当職員、基幹的職員の配置、基幹的専門相談員の配置に併せて実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

〇各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥+⑦
増築	①+③+⑤+⑥+⑦
改善	①+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧
大規模修繕・拡張	①+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧

※30ポイント満点

(5)児童養護施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員について(創設)	60人以上										左記以外
③定員について(増築・増設)	20人以上										左記以外
④老朽度/築年数 ※1 ※2 又※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	24年～20年	19年～15年	14年～10年					左記以外
⑤年間平均入所率(※5)	95%以上										左記以外
⑥計画施設における単室に対する単室の割合	60%以上										左記以外
⑦環境改善等のための整備(※6)	8つ以上										左記以外
⑧職員配置体制について(※7)	2つ該当										左記以外

- ※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下
 ※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用
 ※3 ①地震防災対策強化地域に指定されている地域において耐震化を行う場合、②地震防災緊急事業5か年計画に基づいて耐震化を行う場合、
 ※4 大規模修繕・拡張の割合のみ加算する。
 ※5 創設の場合は管内の児童養護施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。
 ※6 環境改善等のための整備項目は、地域小規模児童養護施設、小規模ケア化のための整備、心理療養室、子育て短期支援事業のための居室等、親子生活訓練室、家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合(及び行っている場合)とする。
 ※7 心理療法担当職員の配置に併せて実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

〇各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥+⑦+⑧
増築	①+③+⑤+⑥+⑦+⑧
改善	①+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧
大規模修繕・拡張	①+④+⑥+⑦+⑧

※30ポイント満点

(7) 情緒障害児短期治療施設

事項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増について(創設)(※1)	50人以上			40人以上							左記以外
③定員増について(増築・増改築)(※1)	15人以上			10人以上							左記以外
④老朽度/築年数 ※2 ※3	特A 又は※4	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年	14年～10年			左記以外
⑤入所率(年間平均)(※6 未設置 10P)	95%以上			90%以上							左記以外
⑥環境改善等のための整備(※7)	3つ以上			2つ該当							左記以外

- ※1 通所部門の定員を含む
 ※2 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下
 ※3 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用
 ※4 ①地震防災対策強化地域に指定されている地域において耐震化を行う場合、②地震防災緊急事業5か年計画に基づいて耐震化を行う場合。
 ※5 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。
 ※6 創設の場合は管内の情緒障害児短期治療施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。未設置の場合は、入所率のポイントを評価が不可能なため10ポイント加算する。
 ※7 環境改善等のための整備項目は、小規模ケア化のための整備、心理療法室の整備、通所部門の拡充又は設置に係る整備、外来機能の設置、短期入所機能の設置を行う場合(及び行っている場合)とする。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①×2+②+⑤+⑥
増設	①+③+⑤+⑥×2
増改築	①+③+④+⑤+⑥
改築	①+(④+⑥)×2
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

※ 30ポイント満点

- (8) 児童自立支援施設 (略)
 (9) 児童家庭支援センター (略)
 (10) 自立援助ホーム (略)
 (11) ファミリーホーム (略)
 (12) 婦人相談所一時保護施設 (略)
 (13) 婦人保護施設 (略)

(8) 情緒障害児短期治療施設

事項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	10P										
②定員増について(創設)(※1)	50人以上			40人以上							左記以外
③定員増について(増築・増改築)(※1)	15人以上			10人以上							左記以外
④老朽度/築年数 ※2 ※3	特A 又は※4	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年	14年～10年			左記以外
⑤入所率(年間平均)(※6 未設置 10P)	95%以上			90%以上							左記以外
⑥環境改善等のための整備(※7)	3つ以上			2つ該当							左記以外

- ※1 通所部門の定員を含む
 ※2 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下
 ※3 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用
 ※4 ①地震防災対策強化地域に指定されている地域において耐震化を行う場合、②地震防災緊急事業5か年計画に基づいて耐震化を行う場合。
 ※5 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。
 ※6 創設の場合は管内の情緒障害児短期治療施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。未設置の場合は、入所率のポイントを評価が不可能なため10ポイント加算する。
 ※7 環境改善等のための整備項目は、小規模ケア化のための整備、心理療法室の整備、通所部門の拡充又は設置に係る整備を行う場合(及び行っている場合)とする。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②+⑤+⑥×2
増設	①+③+⑤+⑥×2
増改築	①+③+④+⑤+⑥
改築	①+(④+⑥)×2
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

※ 30ポイント満点

- (7) 児童自立支援施設 (略)
 (8) 児童家庭支援センター (略)
 (9) 自立援助ホーム (略)
 (10) ファミリーホーム (略)
 (11) 婦人相談所一時保護施設 (略)
 (12) 婦人保護施設 (略)

評価基準算定要領

整備区分ごとに以下の項目によって評価し、ポイントを算定する。

【児童相談所一時保護施設】～【母子生活支援施設】（略）

【児童厚生施設】

(1) 創設 ①+②+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ②同市町村内での設置状況
- ④放課後児童クラブ室の設置
- ⑤多機能化のための整備
- ⑥開館日・開館時間帯を適切・柔軟に設定

〔補足〕

⑤「多機能化のための整備」に該当する項目は、

- (I) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの
- (II) 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）の設置を図るもの
- (III) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。
- (IV) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(2) 改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③老朽度/築年数
- ④放課後児童クラブ室の設置
- ⑤多機能化のための整備
- ⑥開館日・開館時間帯を適切・柔軟に設定

〔補足〕

評価基準算定要領

整備区分ごとに以下の項目によって評価し、ポイントを算定する。

【児童相談所一時保護施設】～【母子生活支援施設】（略）

③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。
この場合には、様式第3号「既存施設の状態」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑤「多機能化のための整備」に該当する項目は、
(I) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの
(II) 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）の設置を図るもの
(III) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。
(IV) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。
のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(3) 大規模修繕・拡張 ①+③+ (④+⑤) ÷ 2 (30ポイント満点)

①基本ポイント
③老朽度/築年数
④放課後児童クラブ室の設置
⑤多機能化のための整備
〔補足〕
③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。
この場合には、様式第3号「既存施設の状態」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
⑤「多機能化のための整備」に該当する項目は、
(I) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの
(II) 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）の設置を図るもの
(III) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活

動を積極的に実施するもの。

(IV) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。
のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童養護施設】～【婦人保護施設】（略）

様式第2号 別紙1（略）

様式第2号 別紙2（略）

【児童養護施設】～【婦人保護施設】（略）

様式第2号 別紙1（略）

様式第2号 別紙2（略）

第3号様式 記入要領

この様式は、すべての施設ごとに作成すること。
都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 全施設共通事項（同一施設であって、「整備区分」が複数ある場合は、複数作成すること。）

○基本情報

- (1) 「施設種別」「施設名」「設置主体名」「経営主体」：特に経営主体については、名称を記入するほか、公立、社会福祉法人立等の区分を○で囲むこと。
 ※ 施設名、設置主体名等が仮称の場合は、名称の前に（仮）と付すること。
 ※ 設置主体名、経営主体名を記入する際の法人の略称は次のとおりとすること。
 社会福祉法人=(福)、日本赤十字社=(日赤)、公益財団法人=(財)、公益社団法人=(社)
 ※ 児童厚生施設の場は、小児児童館、大型児童館 (A型)、大型児童館 (B型)、児童センター、大型児童センター、移動型児童館車面のいずれかを記載すること。
 (2) 「所在地」：創設等の場合は、移転後欄にのみ所在地 (町名、地番まで) を記入すること。
 (3) 「整備区分」「整備方式」：協議する施設の整備区分及び整備方式の区分を○で囲むこと。
 (4) 「加算整備区分」：協議施設に伴せて加算施設の整備がある場合は、該当区分を○で囲むこと。
 (子育)=子育て支援短期利用事業のための居室、(親子)=親子生活訓練室、(病児)=病児・病後児保育事業 (病児型・病後児型) のための保育室等、(心理)=心理療教室、(通所)=通所部門、(母子)=母子家庭等子育て支援室、(保育)=婦人保護施設における保育室、(学習)=婦人保護施設における学習室、(年齢延長受入)=乳児院における年齢延長児を受け入れるための居室、(乳児受入)=児童養護施設における乳児を受け入れるための養育室又はほふく室、(小規模)=小規模グループケア加算
 (5) 「年次計画」：複数年継続事業の場合、各年度の進捗予定率を記入すること。
 (6) 「建物延面積」「建物構造」「定員」：創設等の場合は、整備後欄に記入すること。
 (7) 「合築の状況」：他の施設との合築整備である場合は、該当区分を○で囲み、その他の場合には、() 内に具体的な施設名及び階層数等を記入すること。
 (8) 「民老分」：民老協議の有無、民老に係る国庫協議額について記入すること。
 (9) 「既存施設の状態 (各欄)」：整備区分が創設以外の場合に記入すること。
 (10) 「施行計画」：それぞれの区分に従い、時期を記入すること。

○整備に係る経費内訳

- (1) 「施設整備区分」
 ① 施設本体の工事に含まれる項目を○で囲むこと。
 (SP)=スプリンクラー、(冷暖)=冷房・暖房、(浄化)=浄化槽、(E.V)=昇降機、(事務費)=工事事務費 (本工工事費と加算整備工事費の2.6%が上限であることに留意)
 ② 加算施設等の整備がある場合は、その区分 (種別) を記入すること。
 ③ 解体工事がある場合は、解体する施設の構造 (木造・非木造) の区分を○で囲むこと。
 (2) 「定員等」：区分毎の定員を記入すること。定員区分がない場合は「1施設」と記入すること。
 (3) 「対象経費の実支出予定額」：協議施設の整備に係る総事業費のうち対象経費の合計を記入すること。
 (4) 「交付基礎点数」：それぞれの区分ごとに、定員1人当り (1施設当り) 基準点数を乗じて得た額を記入すること。また、豪雪地帯対策特別措置法に該当する場合は、A地域の交付基礎点数を記入すること。
 (設備を除く) 大規模修繕の場合は、見積額を2,000 (ただし、児童厚生施設については、見積額を3,000) で除した点数を記入すること。
 (5) 「大規模修繕の場合」：公、民それぞれの見積額を記入し、その内容を簡条書きで記入すること。(見積りは、公1民2で合い見積りを取り、民については低い方の額を記入すること。) また、同一施設において、他の整備区分と重複する場合は、大規模修繕のみ別条で作成すること。

○特別法適用の有無について、該当する区分を○で囲むこと。(区分は以下のとおり)

区分	法 律 等 名 称
豪	豪雪地帯対策特別措置法
沖	沖繩振興特別措置法
公	公害防止特別措置法
地	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律又は地震防災対策強化地域特別措置法

第3号様式 記入要領

この様式は、すべての施設ごとに作成すること。
都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 全施設共通事項（同一施設であって、「整備区分」が複数ある場合は、複数作成すること。）

○基本情報

- (1) 「施設種別」「施設名」「設置主体名」「経営主体」：特に経営主体については、名称を記入するほか、公立、社会福祉法人立等の区分を○で囲むこと。
 ※ 施設名、設置主体名等が仮称の場合は、名称の前に（仮）と付すること。
 ※ 設置主体名、経営主体名を記入する際の法人の略称は次のとおりとすること。
 社会福祉法人=(福)、日本赤十字社=(日赤)、公益財団法人=(財)、公益社団法人=(社)
 (2) 「所在地」：創設等の場合は、移転後欄にのみ所在地 (町名、地番まで) を記入すること。
 (3) 「整備区分」「整備方式」：協議する施設の整備区分及び整備方式の区分を○で囲むこと。
 (4) 「加算整備区分」：協議施設に伴せて加算施設の整備がある場合は、該当区分を○で囲むこと。
 (子育)=子育て支援短期利用事業のための居室、(親子)=親子生活訓練室、(病児)=病児・病後児保育事業 (病児型・病後児型) のための保育室等、(心理)=心理療教室、(通所)=通所部門、(母子)=母子家庭等子育て支援室、(保育)=婦人保護施設における保育室、(学習)=婦人保護施設における学習室、(年齢延長受入)=乳児院における年齢延長児を受け入れるための居室、(乳児受入)=児童養護施設における乳児を受け入れるための養育室又はほふく室、(小規模)=小規模グループケア加算
 (5) 「年次計画」：複数年継続事業の場合、各年度の進捗予定率を記入すること。
 (6) 「建物延面積」「建物構造」「定員」：創設等の場合は、整備後欄に記入すること。
 (7) 「合築の状況」：他の施設との合築整備である場合は、該当区分を○で囲み、その他の場合には、() 内に具体的な施設名及び階層数等を記入すること。
 (8) 「民老分」：民老協議の有無、民老に係る国庫協議額について記入すること。
 (9) 「既存施設の状態 (各欄)」：整備区分が創設以外の場合に記入すること。
 (10) 「施行計画」：それぞれの区分に従い、時期を記入すること。

○整備に係る経費内訳

- (1) 「施設整備区分」
 ① 施設本体の工事に含まれる項目を○で囲むこと。
 (SP)=スプリンクラー、(冷暖)=冷房・暖房、(浄化)=浄化槽、(E.V)=昇降機、(事務費)=工事事務費 (本工工事費と加算整備工事費の2.6%が上限であることに留意)
 ② 加算施設等の整備がある場合は、その区分 (種別) を記入すること。
 ③ 解体工事がある場合は、解体する施設の構造 (木造・非木造) の区分を○で囲むこと。
 (2) 「定員等」：区分毎の定員を記入すること。定員区分がない場合は「1施設」と記入すること。
 (3) 「対象経費の実支出予定額」：協議施設の整備に係る総事業費のうち対象経費の合計を記入すること。
 (4) 「交付基礎点数」：それぞれの区分ごとに、定員1人当り (1施設当り) 基準点数を乗じて得た額を記入すること。また、豪雪地帯対策特別措置法に該当する場合は、A地域の交付基礎点数を記入すること。
 (設備を除く) 大規模修繕の場合は、見積額を2,000 で除した点数を記入すること。
 (5) 「大規模修繕の場合」：公、民それぞれの見積額を記入し、その内容を簡条書きで記入すること。(見積りは、公1民2で合い見積りを取り、民については低い方の額を記入すること。) また、同一施設において、他の整備区分と重複する場合は、大規模修繕のみ別条で作成すること。

○特別法適用の有無について、該当する区分を○で囲むこと。(区分は以下のとおり)

区分	法 律 等 名 称
豪	豪雪地帯対策特別措置法
沖	沖繩振興特別措置法
公	公害防止特別措置法
地	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律又は地震防災対策強化地域特別措置法

○用地の状況

- (1) 用地の確保について、該当する欄に適宜記入すること。
- (2) 「危険地区指定の有無」： 地すべり危険か所等危険区域の指定の有無について○で囲むこと。なお、指定がある場合で、安全区域に移転する場合は、「危険区域所在施設移転改築計画」(平成20年6月12日雇児発第0612010号通知)を本協議書に添付すること。

○資金内訳について、該当欄に金額を記入すること。

2 施設別様式(様式第3-2号)

○本様式に記入する施設：

児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設

○協議施設の職員配置状況、管内の状況等(児童厚生施設、児童家庭支援センター)は記入を要しない)

- (1) 「職員配置(各欄)」： 次に掲げた施設種別毎の職種を記入し、職員定数、現員、整備後の職員数(現員ベース)を記入すること。また()内に非常勤職員数を再掲すること。

【施設種別毎の職種】

《母子生活支援施設》施設長、嘱託医、薬剤師、母子指導員、少年指導員、保育士、自立支援職員、その他
《乳児院》施設長、医師、嘱託医、薬剤師、看護師、栄養士、調理員、事務員、その他
《児童養護施設》施設長、嘱託医、児童指導員及び保育士、職業指導員、栄養士、調理員、その他
《児童自立支援施設》施設長、嘱託医、自立支援専門員及び生活支援員、職業指導員、栄養士、調理員、学科指導員、その他
《情緒障害児短期治療施設》施設長、医師、セラピスト、保健師、看護師、児童指導員及び保育士、栄養士、その他

《児童相談所一時保護施設》施設長、児童指導員及び保育士、医師、その他

※ 上記に掲げない施設については、記入を要しない。

- (2) 「児童の状況(各欄)」： 協議施設に係る児童の状況及び今後の見込について記入すること。なお、見込の推計方法を合わせて記入すること。(母子生活支援施設、婦人保護施設については、適宜児童を世帯と読み替えて記入すること。また入所施設以外は記入を要しない)
- (3) 「管内の状況」： 協議施設が管轄する地域内における直近の人口、児童数を記入すること。
- (4) 「県内の協議施設の状況」： 都道府県(市)内における、協議施設と同種施設の設定状況及び入所または利用定員の状況を公立・私立別に記入すること。

○最低基準適合状況等(児童福祉法第45条の規定に基づく最低基準等が設けられている施設のみ記入すること。なお、児童厚生施設を整備する場合は、集会室、遊戯室、図書室及び便所のみを記入し、児童家庭支援センターを整備する場合は、相談室のみ記入すること)

- (1) 「適合状況」： 協議施設について、様式に掲げた区画の延べ面積を記入し、最低基準が設けられている区画については、「適・否」を記入すること。また、その適合状況を簡潔に記入すること。
例) [居室総面積÷0名(入所者数)＝00㎡>最低基準面積] [1室定員0人以下] [男女区別有り]

など

- (2) 「補足欄」： 当該欄に掲げた区画を整備する場合における事業の実施体制等について記入すること。なお、一時保護施設(児相)を整備する場合は、直近の一時保護実績(実人員・延べ人員・1日平均人員)等を記入すること。また、個別処遇のための居室時間、閉鎖日数、閉鎖時間と生児長居室の受入れとの関係)等を記入すること。また、個別処遇のための居室の個室化を実施する場合は、その概要を記載すること。
児童養護施設を整備する場合は、全居室に対する個室の割合を記入すること。

○その他

- (1) 「施設整備を必要とする理由」： 協議施設の整備が必要な理由について、設置主体が記入すること。
- (2) 「都道府県(市)の意見等」： 都道府県(市)が設置主体でない場合において記入すること。(児童家庭支援センターは記入不要)
- (3) 「備考」： 協議内容について、特に留意すべき事項等について記入すること。

○様式第3-2号に必要な添付資料

協議施設及びその事業の特色など参考となる資料を適宜添付すること。

○用地の状況

- (1) 用地の確保について、該当する欄に適宜記入すること。
- (2) 「危険地区指定の有無」： 地すべり危険か所等危険区域の指定の有無について○で囲むこと。なお、指定がある場合で、安全区域に移転する場合は、「危険区域所在施設移転改築計画」(平成20年6月12日雇児発第0612010号通知)を本協議書に添付すること。

○資金内訳について、該当欄に金額を記入すること。

2 施設別様式(様式第3-2号)

○本様式に記入する施設：

児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設

○協議施設の職員配置状況、管内の状況等(児童家庭支援センター)は記入を要しない)

- (1) 「職員配置(各欄)」： 次に掲げた施設種別毎の職種を記入し、職員定数、現員、整備後の職員数(現員ベース)を記入すること。また()内に非常勤職員数を再掲すること。

【施設種別毎の職種】

《母子生活支援施設》施設長、嘱託医、薬剤師、母子指導員、少年指導員、保育士、自立支援職員、その他
《乳児院》施設長、医師、嘱託医、薬剤師、看護師、栄養士、調理員、事務員、その他
《児童養護施設》施設長、嘱託医、児童指導員及び保育士、職業指導員、栄養士、調理員、その他
《児童自立支援施設》施設長、嘱託医、自立支援専門員及び生活支援員、職業指導員、栄養士、調理員、学科指導員、その他
《情緒障害児短期治療施設》施設長、医師、セラピスト、保健師、看護師、児童指導員及び保育士、栄養士、その他

《児童相談所一時保護施設》施設長、児童指導員及び保育士、医師、その他

※ 上記に掲げない施設については、記入を要しない。

- (2) 「児童の状況(各欄)」： 協議施設に係る児童の状況及び今後の見込について記入すること。なお、見込の推計方法を合わせて記入すること。(母子生活支援施設、婦人保護施設については、適宜児童を世帯と読み替えて記入すること。また入所施設以外は記入を要しない)
- (3) 「管内の状況」： 協議施設が管轄する地域内における直近の人口、児童数を記入すること。
- (4) 「県内の協議施設の状況」： 都道府県(市)内における、協議施設と同種施設の設定状況及び入所または利用定員の状況を公立・私立別に記入すること。

○最低基準適合状況等(児童福祉法第45条の規定に基づく最低基準等が設けられている施設のみ記入すること。なお、児童家庭支援センターを整備する場合は、相談室のみ記入すること)

- (1) 「適合状況」： 協議施設について、様式に掲げた区画の延べ面積を記入し、最低基準が設けられている区画については、「適・否」を記入すること。また、その適合状況を簡潔に記入すること。
例) [居室総面積÷0名(入所者数)＝00㎡>最低基準面積] [1室定員0人以下] [男女区別有り]

など

- (2) 「補足欄」： 当該欄に掲げた区画を整備する場合における事業の実施体制等について記入すること。なお、一時保護施設(児相)を整備する場合は、直近の一時保護実績(実人員・延べ人員・1日平均人員)等を記入すること。また、個別処遇のための居室の個室化を実施する場合は、その概要を記載すること。
児童養護施設を整備する場合は、全居室に対する個室の割合を記入すること。

○その他

- (1) 「施設整備を必要とする理由」： 協議施設の整備が必要な理由について、設置主体が記入すること。
- (2) 「都道府県(市)の意見等」： 都道府県(市)が設置主体でない場合において記入すること。(児童家庭支援センターは記入不要)
- (3) 「備考」： 協議内容について、特に留意すべき事項等について記入すること。

○様式第3-2号に必要な添付資料

協議施設及びその事業の特色など参考となる資料を適宜添付すること。